修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町及び中伊豆町の廃置分合に伴う職務執行者に関する協議書

平成16年4月1日から修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町及び中伊豆町を廃し、その区域をもって新たに「伊豆市」を設置することに伴う、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づく協議により、次のとおり職務執行者を定めるものとする。

1　職務執行者　　中伊豆町長　　海瀬英治

2　任期

平成16年4月1日から新市の市長選挙の執行日まで

平成16年2月18日

修善寺町長　　大城伸彦

土肥町長　　鈴木　　

天城湯ケ島町長　　立岩博明

中伊豆町長　　海瀬英治